(2)　日本貨物鉄道株式会社以外の鉄道事業者等である総合効率化事業者が取得した一定の貨物の運送の用に供する設備について、固定資産税の課税標準を最初の五年度間は価格の五分の三とすることとした。

(3)　鉄軌道事業者が取得した新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象に日本貨物鉄道株式会社以外の鉄道事業者等である総合効率化事業者が取得した一定の車両を追加することとした。

㈡　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおりとした上、その対象資産の取得期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(1)　太陽光発電設備のうち、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外である設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした。

(2)　風力発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした。

(3)　水力発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした。

(4)　地熱発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした。

(5)　バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした。

㈢　次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が一定の事業の用に供する固定資産並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その適用期限を平成三八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一四条関係）

(2)　国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を平成二九年度までに新たに固定資産税が課されるものとすることとした。（附則第一五条関係）

(3)　日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(4)　鉄道事業者が全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る鉄道施設の譲渡を受けて取得し、鉄道事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(5)　鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(6)　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(7)　津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において、同法に規定する推進計画に基づき新たに取得され、又は改良された津波対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とした上、その対象資産の取得期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(8)　鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(9)　放送法に規定する基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が取得した基幹放送設備若しくは特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備のうち、ラジオ放送による災害時における放送の確実な実施に著しく資する一定のものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(10)　国家戦略特別区域法に規定する認定区域計画に内閣府令で定める事業（医療に関する研究開発を実施する事業であって、基礎的なものその他の収益性の低いものに限る。以下「特定研究開発事業」という。）の実施主体として定められた者が、当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域内において当該認定区域計画に定められた特定研究開発事業の実施に関する計画に基づき取得した当該特定研究開発事業の用に供する一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(11)　都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に五分の四を参酌して一〇分の七以上一〇分の九以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とした上、その対象資産の取得期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(12)　新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の六関係）

(13)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の七関係）

(14)　耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）

(15)　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）